

適時開示情報伝達システム（TDnet）利用料の徴収に伴う「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第1号の3）等の一部改正について

平成 15 年 12 月 25 日  
日 本 証 券 業 協 会

## 1．改正の趣旨

適時開示情報伝達システム（TDnet）は、全国の上場・店頭登録会社から提出されるすべての適時開示情報を電子化し、報道機関など多数の利用者に伝達するシステムであり、本協会においても、平成 12 年 10 月以降その運営に携わっている。

本年 4 月には、TDnet の処理能力及び利便性を向上させるため、新システムへの全面的なリプレースが行われたところである。その新システムの構築・運営に係る費用については、応益負担の考え方に基づき、システムの一利用者である店頭登録会社各社においても、平成 16 年度より当該費用のうち実費相当分を利用料として負担していただくため、「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第 1 号の 3）等について、所要の見直しを行うこととする。

## 2．改正の骨子

(1) 「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第 1 号の 3）及び「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」に関する細則の一部改正

- ・ 登録銘柄の発行会社は、本協会が指定する方法により、毎年度、あらかじめ TDnet 利用料を支払わなければならないものとする。

（規則第 22 条の 2 新設、第 24 条第 3 項新設）

- ・ 併せて、TDnet 利用料の額（年額 9 万 6,000 円（税抜））及び支払方法その他 TDnet 利用料の取扱いについて新設する。（細則第 9 条新設）
- ・ その他所要の整備を図る。

(2) 「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」（公正慣習規則第 1 号）の規則等の取扱いについて（理事会決議）の一部改正

- ・ 平成 15 年 9 月改正商法に基づく定款授權による自己株式の取得に係る提出書類について、規則上明確化する。（別表改正）
- ・ その他所要の整備を図る。

- (3) 「日本銀行出資証券の店頭登録についての特例」(理事会決議)の一部改正
  - ・ 所要の整備を図る。
  
- (4) 「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」に関する細則の一部改正
  - ・ 所要の整備を図る。

### 3. 施行時期

この改正は、平成 15 年 12 月 26 日から施行し、2.(1)については、平成 16 年 4 月 1 日から開始する TDnet 利用料の計算期間から適用する。

以 上

「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第1号の3)の一部改正について

平成 15 年 12 月 25 日  
( 下 線 部 分 変 更 )

新	旧
<p><b>( 適時開示情報伝達システム利用料 )</b>  <b>第 22 条の 2</b> <u>登録銘柄の発行会社は、第 24 条第 3 項に規定する方法により適時開示情報伝達システム利用料を支払わなければならない。</u>  <b>2</b> <u>前項に規定する適時開示情報伝達システム利用料について必要な事項は、細則をもって定める。</u></p> <p><b>( 本協会が行う業務の市場運営会社への委託 )</b>  <b>第 24 条</b> ( 現行どおり )  <b>2</b> ( 現行どおり )  <b>3</b> <u>登録銘柄の発行会社は、本協会が第 1 項の規定に基づき市場運営会社に業務委託を行っている場合には、第 22 条の 2 に規定する適時開示情報伝達システム利用料を市場運営会社に支払わなければならない。ただし、市場運営会社との間で業務委託契約を終了させた場合には、本協会に支払わなければならない。</u></p> <p>付 則 ( 平 15.12.25 )</p> <p>この改正は、平成 15 年 12 月 26 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から開始する適時開示情報伝達システム利用料の計算期間から適用する。</p>	<p>( 新 設 )</p> <p><b>( 本協会が行う業務の市場運営会社への委託 )</b>  <b>第 24 条</b> ( 省 略 )  <b>2</b> ( 省 略 )  ( 新 設 )</p>

「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」に関する細則の一部改正について

平成 15 年 12 月 25 日  
( 下線部分変更 )

新	旧
<p><b>( 会社情報の開示の取扱い )</b></p> <p>第 2 条 ( 現行どおり )</p> <p>2 ゝ } 4 5 ( 現行どおり ) 1 ( 現行どおり )</p> <p>イ 株式交換による連結会社(発行会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下この条において同じ。)の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における純資産額(以下この条において「連結純資産額」という。)の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>□ ゝ } ( 現行どおり ) 二 2 ゝ } ( 現行どおり ) 15 6 ゝ } ( 現行どおり ) 11</p> <p><b>( 適時開示情報伝達システム利用料の取扱い )</b></p> <p>第 9 条 <u>規則第 22 条の 2 に規定する適時開示情報伝達システム利用料の取扱いは、次の各号に定めるところによるものとする。</u></p> <p>1 <u>金額(年額)</u></p> <p>イ <u>適時開示情報伝達システム利用料の金額は、9 万 6,000 円とする。</u></p> <p>□ <u>本協会は、3 月 31 日現在における登録銘柄の発行会社から適時開示情</u></p>	<p><b>( 会社情報の開示の取扱い )</b></p> <p>第 2 条 ( 省 略 )</p> <p>2 ゝ } 4 5 ( 省 略 ) 1 ( 省 略 )</p> <p>イ 株式交換による連結会社(発行会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社と<u>い</u>う。以下この条において同じ。)の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における純資産額(以下この条において「連結純資産額」という。)の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>□ ゝ } ( 省 略 ) 二 2 ゝ } ( 省 略 ) 15 6 ゝ } ( 省 略 ) 11</p> <p>( 新 設 )</p>

新	旧
<p><u>報伝達システム利用料を徴収するものとする。</u></p> <p>八 <u>適時開示情報伝達システム利用料の計算期間は、4月1日から翌年3月31日までとし、計算期間の途中で登録を受けた場合には、当該登録を受けた日を含む月の翌月から月数按分により計算した額とする。</u></p> <p>二 <u>登録規則第5条第2項第2号及び第3号により登録する発行会社が登録時において支払うべき適時開示情報伝達システム利用料については、合併又は株式交換若しくは株式移転前の登録銘柄の発行会社が支払った適時開示情報伝達システム利用料をもってこれを支払ったものとする。</u></p> <p>2 <u>支払期日</u>  <u>適時開示情報伝達システム利用料の支払期日は、毎年5月31日とする。ただし、計算期間の途中で登録を受けた場合には、当該登録の日から10日以内の日で本協会が指定する日とする。</u></p> <p>3 <u>支払方法</u>  <u>登録銘柄の発行会社は、本協会が定める方法により前号に定める期日までに適時開示情報伝達システム利用料を支払うものとする。なお、支払われた適時開示情報伝達システム利用料は、理由の如何を問わず返戻しないこととする。</u></p> <p>付 則（平 15. . .）</p> <p>1 この改正は、平成 15 年 12 月 26 日から施行する。</p> <p>2 改正後の第 9 条の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から開始する適時開示情報伝達システム利用料の計算期間から適用する。</p>	

「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)等の規則の取扱いについて(理事会決議)の一部改正について

平成15年12月25日  
(下線部分変更)

新	旧
<p>3 ( 現行どおり )</p> <p>(1) 「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「開示規則」という。)第7条第1項に規定する「本協会が指定する適時開示情報伝達システム」とは、「店頭売買有価証券市場の運営業務の委託に関する規則」(公正慣習規則第1号の4)に基づき本協会の委託を受け、店頭売買有価証券市場の運営業務を行う市場運営会社及び証券取引所が<u>運営、利用するタイムリーディスクロージャーネットワーク(TDnet)</u>をいうものとする。</p> <p>(2) } ( 現行どおり )</p> <p>(4)</p> <p style="text-align: right;"><b>別表</b></p> <p><b>第 部 適時開示に係る提出書類(開示規則第12条第1項第1号及び第2項に規定する提出書類)</b></p> <p><b>〔2〕業務等に関する重要事実に基づく情報</b></p> <p>・決定事実に関する情報</p> <p>1. } ( 現行どおり )</p> <p>4.</p> <p>5. 商法第210条又は第211条ノ3の規定に基づく自己株式の取得(開示規則第5条第1項第2号イ(5))</p> <p>(1) <u>商法第210条の規定に基づく自己株式の取得(定時株主総会決議に基づく自己株式の取得)</u> ( 現行どおり )</p> <p>(2) <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定に基づく自己株式の取得(定款授權に基づく自己株式の取得)</u></p>	<p>3 ( 省 略 )</p> <p>(1) 「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「開示規則」という。)第7条第1項に規定する「本協会が指定する適時開示情報伝達システム」とは、「店頭売買有価証券市場の運営業務の委託に関する規則」(公正慣習規則第1号の4)に基づき本協会の委託を受け、店頭売買有価証券市場の運営業務を行う市場運営会社及び証券取引所が<u>運営するタイムリーディスクロージャーネットワーク(TDnet)</u>をいうものとする。</p> <p>(2) } ( 省 略 )</p> <p>(4)</p> <p style="text-align: right;"><b>別表</b></p> <p><b>第 部 適時開示に係る提出書類(開示規則第12条第1項第1号及び第2項に規定する提出書類)</b></p> <p><b>〔2〕業務等に関する重要事実に基づく情報</b></p> <p>・決定事実に関する情報</p> <p>1. } ( 省 略 )</p> <p>4.</p> <p>5. 商法第210条又は第211条ノ3の規定に基づく自己株式の取得(開示規則第5条第1項第2号イ(5))</p> <p>( 新 設 ) ( 省 略 )</p> <p>( 新 設 )</p>

新			旧		
	提出書類	提出時期	提出部数		
	・取締役会決議通知書(定款変更)	取締役会決議後直ちに	1部		
	・株主総会関係書類(第 部 「 1 .株主総会を招集する場合」 項参照)	株主宛発送日以前	各 2		
	・改訂後の定款(代表者による原本証明付)	作成後直ちに	2		
	・取締役会決議通知書(定款授権に基づく自己株式の取得)	取締役会決議後直ちに	1		
	・自己株式の市場買付け等に関する通知書	確定後又は決定後直ちに	1		
	・登録銘柄変更登録申請書・同意書(自己株式の消却を行う場 合に限る。)	自己株式の消却に係る取締役会決 議の都度、当該決議後直ちに	1		
	・自己株券買付状況報告書(写)(訂正自己株券買付状況報告書 (写)を含む。)	財務局長宛提出後遅滞なく	2		
	・自己株式取得終了報告書	決済終了後直ちに	1		
	・報告書等(その他本協会が売買管理上必要と認めて報告を求 めた場合)	本協会からの連絡後直ちに	1		
(3) 商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 1 号の規定に基づく自己株式の取得(子会社の有する自己株式の取得)				( 新 設 )	
	提出書類	提出時期	提出部数		
	・取締役会決議通知書	取締役会決議後直ちに	1部		
	・登録銘柄変更登録申請書・同意書(自己株式の消却を行う場 合に限る。)	自己株式の消却に係る取締役会決 議の都度、当該決議後直ちに	1		
6 .				6 .	
7 }	( 現 行 ど お り )			7 }	( 省 略 )
37 .				37 .	
付 則 ( 平 15.12.25 )					
この改正は、平成 15 年 12 月 26 日から施行する。					

「日本銀行出資証券の店頭登録についての特例」(理事会決議)の一部改正について

平成 15 年 12 月 25 日  
( 下 線 部 分 変 更 )

新	旧
<p>日本銀行出資証券は、昭和 58 年 11 月 1 日をもって登録銘柄として本協会に備える登録原簿に登録する。</p> <p>日本銀行出資証券については、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第 1 号)、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 2)及び「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 3)のうち、次の各条の適用を除外する。</p> <p>2 ( 現 行 ど お り ) 第 12 条から第 16 条まで並びに第 18 条及び第 19 条</p> <p>3 「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 3) 第 1 条から第 3 条まで及び第 5 条から第 22 条の 2 まで</p> <p>付 則 ( 平 15.12.25 )</p> <p>この改正は、平成 15 年 12 月 26 日から施行する。</p>	<p>日本銀行出資証券は、昭和 58 年 11 月 1 日をもって登録銘柄として本協会に備える登録原簿に登録する。</p> <p>日本銀行出資証券については、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第 1 号)及び「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 2)のうち、次の各条の適用を除外する。</p> <p>2 ( 省 略 ) 第 13 条から第 16 条まで並びに第 18 条及び第 19 条</p> <p>( 新 設 )</p>

「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」に関する細則の一部改正について

平成 15 年 12 月 25 日  
( 下 線 部 分 変 更 )

新	旧
<p data-bbox="316 450 655 488">付 則 ( 平 15. 4.28 )</p> <p data-bbox="199 539 783 703">この改正は、平成 15 年 5 月 8 日から施行する。<u>ただし、改正後の第 12 条第 5 項第 2 号八の規定は、平成 16 年 5 月 8 日から施行する。</u></p> <p data-bbox="316 797 655 835">付 則 ( 平 15.12.25 )</p> <p data-bbox="199 887 783 960">この改正は、平成 15 年 12 月 26 日から施行する。</p>	<p data-bbox="922 450 1262 488">付 則 ( 平 15. 4.28 )</p> <p data-bbox="805 539 1386 613">この改正は、平成 15 年 5 月 8 日から施行する。</p>